

令和6年2月15日開会

令和6年2月徳島県議会定例会議案

目 次

第 1 号	令和 6 年度徳島県一般会計予算	1 頁
第 2 号	令和 6 年度徳島県用度・給与集中管理特別会計予算	19
第 3 号	令和 6 年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算	21
第 4 号	令和 6 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算	23
第 5 号	令和 6 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	25
第 6 号	令和 6 年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算	27
第 7 号	令和 6 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算	29
第 8 号	令和 6 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算	31
第 9 号	令和 6 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算	33
第 10 号	令和 6 年度徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計予算	35
第 11 号	令和 6 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算	37
第 12 号	令和 6 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算	39
第 13 号	令和 6 年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算	41
第 14 号	令和 6 年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算	45
第 15 号	令和 6 年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算	47
第 16 号	令和 6 年度徳島県証紙収入特別会計予算	49
第 17 号	令和 6 年度徳島県公債管理特別会計予算	51
第 18 号	令和 6 年度徳島県病院事業会計予算	53
第 19 号	令和 6 年度徳島県電気事業会計予算	57
第 20 号	令和 6 年度徳島県工業用水道事業会計予算	61
第 21 号	令和 6 年度徳島県土地造成事業会計予算	65

第	22	号	令和6年度徳島県駐車場事業会計予算	67頁
第	23	号	令和6年度徳島県流域下水道事業会計予算	69
第	24	号	徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部改正について	73
第	25	号	住民基本台帳法施行条例の一部改正について	75
第	26	号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正 について	77
第	27	号	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	79
第	28	号	職員の退職手当に関する条例の一部改正について	81
第	29	号	徳島県特別会計設置条例の一部改正について	83
第	30	号	徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正について	85
第	31	号	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定 について	87
第	32	号	とくしまこども未来会議設置条例の制定について	89
第	33	号	児童福祉法施行条例の一部改正について	93
第	34	号	徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について	95
第	35	号	徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正について	97
第	36	号	徳島県医師修学資金等貸与条例の一部改正について	99
第	37	号	徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部改正について	101
第	38	号	介護保険法施行条例の一部改正について	103
第	39	号	徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	105
第	40	号	徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について	109
第	41	号	県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について	111

第 42 号	漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について	113
第 43 号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	115
第 44 号	徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	117
第 45 号	建築基準法施行条例の一部改正について	119
第 46 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	121
第 47 号	徳島県学校職員定数条例の一部改正について	123
第 48 号	徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部改正について	125
第 49 号	徳島県警察関係手数料条例の一部改正について	127
第 50 号	吉野川下流域用水事業費に対する受益市町負担金について	129
第 51 号	令和5年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金の追加について	131
第 52 号	令和5年度国営総合農地防災事業那賀川（二期）地区直轄災害復旧事業費に対する受益市負担金 について	133
第 53 号	一般国道438号道路改築工事一ノ瀬トンネルの請負契約の変更請負契約について	135
第 54 号	徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約の変更請負契約について	137
第 55 号	徳島県教育振興計画（第4期）の策定について	139
第 56 号	権利の放棄について	141
第 57 号	権利の放棄について	143
第 58 号	権利の放棄について	145
第 59 号	包括外部監査契約について	161
第 60 号	県営電気事業の売電料金等について	163
報告第1号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	165
報告第2号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	167

報告第3号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について……………169頁

第 1 号

令和 6 年度 徳 島 県 一 般 会 計 予 算

令和6年度徳島県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ500,189,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 81,500,000
	1 県 民 税	26,672,873
	2 事 業 税	21,962,584
	3 地 方 消 費 税	14,227,932
	4 不 動 産 取 得 税	1,456,701
	5 県 た ば こ 税	844,261
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	244,995
	7 軽 油 引 取 税	5,523,047
	8 自 動 車 税	10,552,324
	9 鉦 区 税	1,355
	10 狩 猟 税	10,857
	11 旧 法 に よ る 税	3,071
2 地 方 消 費 税 清 算 金		34,721,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	34,721,000

3 地 方 譲 与 税		15,811,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	14,026,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,502,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	47,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	102,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	133,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,930,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,930,000
5 地 方 交 付 税		152,500,000
	1 地 方 交 付 税	152,500,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		185,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	185,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		886,894
	1 分 担 金	195,925
	2 負 担 金	690,969
8 使 用 料 及 び 手 数 料		5,466,636

	1 使 用 料	4,141,893
	2 手 数 料	1,324,743
9 国 庫 支 出 金		62,475,864
	1 国 庫 負 担 金	30,909,801
	2 国 庫 補 助 金	30,675,763
	3 委 託 金	890,300
10 財 産 収 入		1,052,613
	1 財 産 運 用 収 入	753,765
	2 財 産 売 払 収 入	298,848
11 寄 附 金		15,159
	1 寄 附 金	15,159
12 繰 入 金		28,176,983
	1 特 別 会 計 繰 入 金	2,227,470
	2 基 金 繰 入 金	25,949,513
13 繰 越 金		1,000,000
	1 繰 越 金	1,000,000
14 諸 収 入		74,797,851

		1 延滞金、加算金及び過料等	74,810
		2 県預金利子	650
		3 公営企業貸付金元利収入	3,040,000
		4 貸付金元利収入	65,186,021
		5 受託事業収入	543,577
		6 収益事業収入	2,710,003
		7 雑入	3,242,790
15 県	債		39,670,000
		1 県債	39,670,000
	歳入	合計	500,189,000

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円 1,010,242
	1 議会費	1,010,242
2 総務費		27,668,479
	1 総務管理費	13,824,386

		2 企 画 費	6,058,928
		3 徴 税 費	2,508,253
		4 市 町 村 振 興 費	1,473,490
		5 選 挙 費	28,971
		6 防 災 費	3,100,519
		7 統 計 調 査 費	336,112
		8 人 事 委 員 会 費	143,012
		9 監 査 委 員 費	194,808
	3 民 生 費		68,718,022
		1 社 会 福 祉 費	49,547,237
		2 児 童 福 祉 費	14,488,079
		3 生 活 保 護 費	4,682,706
	4 衛 生 費		27,256,487
		1 公 衆 衛 生 費	6,945,109
		2 環 境 衛 生 費	4,771,614
		3 保 健 所 費	1,572,222
		4 医 薬 費	6,396,856

		5 病 院 事 業 費	7,570,686
	5 勞 働 費		3,247,112
		1 勞 政 費	2,153,098
		2 職 業 訓 練 費	984,471
		3 勞 働 委 員 会 費	109,543
	6 農 林 水 産 業 費		28,936,541
		1 農 業 費	4,852,423
		2 園 芸 費	807,478
		3 畜 産 業 費	1,456,619
		4 農 地 費	9,503,378
		5 林 業 費	10,021,402
		6 水 産 業 費	2,295,241
	7 商 工 費		66,068,355
		1 商 業 費	60,539,662
		2 工 鉱 業 費	4,056,804
		3 観 光 費	1,471,889
	8 土 木 費		52,000,456

		1 土 木 管 理 費	3,652,935
		2 道 路 橋 り よ う 費	23,349,269
		3 河 川 海 岸 費	13,567,882
		4 港 湾 費	4,362,450
		5 都 市 計 画 費	5,696,377
		6 住 宅 費	1,371,543
	9 警 察 費		22,461,386
		1 警 察 管 理 費	19,950,162
		2 警 察 活 動 費	2,511,224
	10 教 育 費		88,239,471
		1 教 育 総 務 費	14,973,103
		2 小 学 校 費	23,987,434
		3 中 学 校 費	14,207,714
		4 高 等 学 校 費	21,266,940
		5 特 別 支 援 学 校 費	9,444,395
		6 社 会 教 育 費	3,177,231
		7 保 健 体 育 費	1,182,654

11 災 害 復 旧 費		11,649,200
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,602,200
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	9,947,000
	3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000
12 公 債 費		67,192,486
	1 公 債 費	67,192,486
13 諸 支 出 金		35,440,763
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	13,981,645
	2 利 子 割 交 付 金	54,650
	3 配 当 割 交 付 金	855,938
	4 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	996,105
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	1,662,920
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	17,399,021
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	171,184
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	100
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	319,200
14 予 備 費		300,000

	1 予 備 費	300,000
歳 出	合 計	500,189,000

第2表 継 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
6 農 林 水 産 業 費	4 農 地 費	一の堰ゲート改築事業	千円 890,000	6	千円 100,000
				7	310,000
				8	320,000
				9	160,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
徳島県消防学校等改修事業工事請負等契約	令 和 7 年 度	328,776千円
総合情報通信ネットワークシステム再整備事業工事請負契約	令 和 7 年 度	550,000千円
動物愛護管理センター空調設備改修工事請負契約	令 和 7 年 度	32,294千円
大阪・関西万博における催事企画業務委託契約	令 和 7 年 度	54,000千円
奨学金返還支援費に係る補助金	自 令 和 6 年 度 至 令 和 24 年 度	240,000千円

住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器等に係る賃貸借契約	令和7年度	816千円
医光／医工融合プログラム修学支援費に係る補助金	自 令和7年度 至 令和10年度	48,000千円
自治研修センター外壁改修工事請負等契約	令和7年度	16,330千円
地方債証券の共同発行により生ずる連帯債務（共同発行市場公募地方債）	自 令和6年度 至 令和16年度	元金 1,060,000,000千円 及びこれに対する利 子相当額
納税通知書等作成業務委託契約	令和7年度	15,000千円
庁内クラウド用セキュリティ機器売買契約	令和7年度	10,772千円
事業・事業者情報管理システム構築等業務委託契約	自 令和7年度 至 令和8年度	237,500千円
郷土文化会館屋上防水改修工事請負契約	令和7年度	47,000千円
図書館改修工事請負等契約	令和7年度	223,983千円
徳島県立障がい者交流プラザ体育館天井改修等工事請負契約	令和7年度	130,490千円
公益財団法人とくしま産業振興機構の中小企業・雇用対策推進費造成事業融資損失補償契約	令和7年度	融資額 36,800,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償
企業立地促進事業に係る補助金交付指令	自 令和7年度 至 令和14年度	2,000,000千円
公益財団法人とくしま産業振興機構のとくしま経済飛躍ファンド造成事業融資損失補償契約	令和7年度	融資額 960,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償

宿泊施設投資促進事業に係る補助金交付指令	自 令和7年度 至 令和14年度	500,000千円
徳島県立渦の道の塗装等補修工事請負契約	令和7年度	52,300千円
公益財団法人徳島県農業開発公社の農地保有合理化事業等資金損失補償契約	自 令和7年度 至 令和17年度	融資額 50,000千円 並びに延滞金及び違 約金年10.95%の範 囲内における損失補 償
家畜保健衛生所再編整備事業設計委託契約	令和7年度	20,000千円
公益社団法人徳島森林づくり推進機構の株式会社日本政策金融公庫資金損失補償契約	自 令和6年度 至 令和62年度	融資額 166,204千円 に対するつきにかか ける損失補償 償還期限到来後10か 月の期間満了の日 (以下「損失確定 日」という。)にお いて、株式会社日本 政策金融公庫が弁済 を受けなかった元利 金合計額(遅延損害 金を含む。)及び損 失確定日の翌日から 補償履行の日までの 利率年11%の割合に よる金額
中山間地域農村活性化総合整備事業工事請負等契約	令和7年度	50,000千円
県営かんがい排水事業工事請負等契約	令和7年度	50,000千円
基幹農道整備事業工事請負等契約	令和7年度	20,000千円
広域営農団地農道整備事業工事請負等契約	令和7年度	70,000千円

経営体育成基盤整備事業工事請負等契約	令和7年度	50,000千円
農業水利施設保全対策事業工事請負等契約	令和7年度	700,000千円
農業水利施設保全合理化事業工事請負等契約	令和7年度	30,000千円
耕地地すべり防止事業工事請負等契約	令和7年度	120,000千円
老朽ため池等整備事業工事請負等契約	令和7年度	130,000千円
地盤沈下対策事業工事請負等契約	令和7年度	100,000千円
国営付帯県営農地防災事業工事請負等契約	令和7年度	10,000千円
農地海岸保全施設整備事業工事請負等契約	令和7年度	100,000千円
広域漁港整備事業工事請負等契約	令和7年度	150,000千円
水産物供給基盤機能保全事業工事請負等契約	令和7年度	250,000千円
水域環境保全創造事業工事請負等契約	令和7年度	60,000千円
漁港海岸保全施設整備事業工事請負等契約	令和7年度	60,000千円
県単独漁港漁場整備事業工事請負等契約	令和7年度	30,000千円
森林基盤整備事業工事請負等契約	令和7年度	200,000千円
治山事業工事請負等契約	令和7年度	150,000千円
林野地すべり防止事業工事請負等契約	令和7年度	50,000千円
東部県土整備局徳島庁舎整備事業工事請負契約	令和7年度	75,000千円

徳島県土地開発公社の開発事業資金債務保証	自 令和7年度 至 令和16年度	融資額 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内における債務保証
徳島県土地開発公社の用地取得等契約	自 令和7年度 至 令和16年度	用地費、補償費等 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内の金額
道路維持作業用自動車売買契約	令和7年度	5,000千円
道路維持管理業務委託契約	令和7年度	250,000千円
道路局部改良事業工事請負等契約	令和7年度	70,000千円
路側整備事業工事請負等契約	令和7年度	40,000千円
道路改築事業工事請負等契約	令和7年度	760,000千円
緊急地方道路整備事業工事請負等契約	令和7年度	1,360,000千円
橋りょう修繕事業工事請負等契約	令和7年度	40,000千円
街路事業工事請負等契約	令和7年度	200,000千円
公園整備事業工事請負等契約	令和7年度	200,000千円
堰堤改良事業工事請負等契約	令和7年度	70,000千円
河川海岸維持管理業務委託契約	令和7年度	150,000千円
河川特殊改良事業工事請負等契約	令和7年度	20,000千円
広域河川改修事業工事請負等契約	令和7年度	300,000千円

総合流域防災事業工事請負等契約	令和7年度	370,000千円
地震・高潮対策河川事業工事請負等契約	令和7年度	100,000千円
河川管理施設長寿命化事業工事請負等契約	令和7年度	300,000千円
海岸侵食対策事業工事請負等契約	令和7年度	100,000千円
津波・高潮危機管理対策緊急事業工事請負等契約	令和7年度	50,000千円
海岸堤防等老朽化対策緊急事業工事請負等契約	令和7年度	100,000千円
河川等災害関連事業工事請負等契約	令和7年度	100,000千円
通常砂防事業工事請負等契約	令和7年度	80,000千円
地すべり対策事業工事請負等契約	令和7年度	80,000千円
急傾斜地崩壊対策事業工事請負等契約	令和7年度	50,000千円
河川等施設災害復旧事業工事請負等契約	令和7年度	1,000,000千円
港湾海岸施設維持補修事業工事請負等契約	令和7年度	250,000千円
県単独港湾整備事業工事請負等契約	令和7年度	240,000千円
港湾海岸保全施設整備事業工事請負等契約	令和7年度	1,650,000千円
港湾補修事業工事請負等契約	令和7年度	500,000千円
高校施設整備事業工事請負等契約	令和7年度	2,859,680千円
県立高等学校空調設備等賃貸借契約	自 令和7年度 至 令和11年度	24,000千円

自動音声・通話録音システム機器賃貸借契約	自 令和7年度 至 令和13年度	57,135千円
警察署整備事業工事請負等契約	令 和 7 年 度	146,829千円
指紋情報管理システム電子計算機等賃貸借契約	自 令和7年度 至 令和12年度	395,090千円
スマートフォン解析システム機器賃貸借契約	自 令和7年度 至 令和11年度	43,730千円
交通管制システム上位装置電子計算機等賃貸借契約	自 令和7年度 至 令和11年度	213,226千円

第4表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総務管理事業	千円 309,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
市町村振興事業	500,000			
防災事業	845,000			
社会福祉事業	263,000			
児童福祉事業	21,000			
環境衛生事業	75,000			
職業訓練事業	8,000			
農業事業	136,000			
畜産事業	369,000			

農地事業	2,226,000			
林業治山事業	2,201,000			
水産事業	427,000			
商業事業	2,000			
工鉱業関係事業	17,000			
観光事業	111,000			
土木管理事業	175,000			
道路橋りょう事業	10,217,000			
河川海岸事業	7,522,000			
港湾事業	1,751,000			
都市計画事業	2,423,000			
住宅事業	156,000			
警察関係事業	431,000			
教育総務事業	222,000			
高等学校整備事業	3,250,000			
特別支援学校整備事業	991,000			
社会教育事業	698,000			

土木施設災害復旧事業	3,590,000			
公用公共用施設災害復旧事業	94,000			
臨時財政対策債	640,000			
計	39,670,000			

第 2 号

令和 6 年度徳島県用度・給与集中管理特別会計予算

令和 6 年度徳島県用度・給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,240,188千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 用 度 ・ 給 与 集 中 管 理 収 入		千円 33,240,188
	1 財 産 収 入	200
	2 繰 越 金	101,532
	3 諸 収 入	1,728,909
	4 給 与 振 替 収 入	31,409,547
歳 入 合 計		33,240,188

歳 出

款	項	金 額
1 用 度 ・ 給 与 集 中 管 理 費		33,240,188 <small>千円</small>
	1 用 度 管 理 費	1,830,641
	2 給 与 費	31,409,547
歳 出 合 計		33,240,188

第 3 号

令和6年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算

令和6年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,304,550千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		千円 2,304,550
	1 繰 越 金	1,571,461
	2 諸 収 入	733,089
歳 入 合 計		2,304,550

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		2,304,550 ^{千円}
	1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金	2,304,550
歳 出	合 計	2,304,550

第 4 号

令和6年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算

令和6年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ373,924千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金収入		千円 373,924
	1 繰 入 金	323,500
	2 諸 収 入	50,424
歳 入 合 計		373,924

歳 出

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金		千円 373,924
	1 早明浦ダム建設事業都市用水負担金	97,702
	2 正木ダム建設事業都市用水負担金	38,340
	3 旧吉野川河口堰建設事業都市用水負担金	237,882
歳 出	合 計	373,924

第 5 号

令和6年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和6年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ217,724千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 217,724
	1 繰越金	110,826
	2 諸収入	106,898
歳 入 合 計		217,724

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 217,724
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	217,724
歳 出	合 計	217,724

第 6 号

令和 6 年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算

令和 6 年度徳島県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,576,098千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険事業収入		千円 71,576,098
	1 分担金及び負担金	19,007,767
	2 国庫支出金	21,353,457
	3 前期高齢者交付金	24,918,633
	4 共同事業交付金	150,081
	5 財産収入	3,885
	6 繰入金	4,642,275

	7 繰越金	1,500,000
歳入	合計	71,576,098

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険事業費		千円 71,576,098
	1 国民健康保険事業費	71,570,213
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	5,885
歳出	合計	71,576,098

第 7 号 令和 6 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算

令和 6 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ712,945千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金収入		千円 712,945
	1 繰 入 金	139
	2 諸 収 入	497,806
	3 県 債	215,000
歳 入 合 計		712,945

歳 出

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 712,945
	1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	712,945
歳 出 合 計		712,945

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 215,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 8 号

令和6年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

令和6年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,149,738千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金収入		千円 1,149,738
	1 繰越金	1,141,614
	2 諸収入	8,124
歳 入 合 計		1,149,738

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付金		1,149,738 ^{千円}
	1 中小企業近代化資金貸付金	1,149,738
歳 出	合 計	1,149,738

第 9 号

令和6年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算

令和6年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,296千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 徳島ビル管理事業収入		千円 67,296
	1 財 産 収 入	61,537
	2 繰 越 金	5,749
	3 諸 収 入	10
歳 入	合 計	67,296

歳 出

款	項	金 額
1 徳島ビル管理事業費		千円 67,296
	1 徳島ビル管理事業費	67,296
歳 出	合 計	67,296

第 10 号

令和 6 年度徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計予算

令和 6 年度徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ292,033千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 林 漁 業 改 善 資 金 収 入		千円 292,033
	1 繰 越 金	275,552
	2 諸 収 入	16,481
歳 入 合 計		292,033

歳 出

款	項	金 額
1 農 林 漁 業 改 善 資 金 貸 付 金		千円 292,033
	1 農 林 漁 業 改 善 資 金 貸 付 金	292,033
歳 出	合 計	292,033

第 11 号

令和 6 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算

令和 6 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ193,192千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業収入		千円 193,192
	1 財 産 収 入	127,538
	2 繰 入 金	65,141
	3 繰 越 金	298
	4 諸 収 入	215
歳 入 合 計		193,192

歳 出

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業費		千円 193,192
	1 県有林県行造林事業費	193,192
歳 出	合 計	193,192

第 12 号

令和 6 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算

令和 6 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,296,051千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 2,296,051
	1 財 産 収 入	1,026,973
	2 繰 入 金	432,000
	3 繰 越 金	87,060
	4 諸 収 入	18

	5 県	債	750,000	
歳	入	合	計	2,296,051

歳 出

款	項	金	額	
1 公用地公共用地取得事業費			千円 2,296,051	
	1 公用地公共用地取得事業費		2,219,077	
	2 土地開発基金積立金		76,974	
歳	出	合	計	2,296,051

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共用地取得事業	千円 750,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 13 号

令和 6 年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算

令和 6 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,149,670千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入		千円 3,149,670
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	993,235
	2 国 庫 支 出 金	110,000

	3 財 産 収 入	54,503
	4 繰 入 金	130,000
	5 諸 収 入	466,932
	6 県 債	1,395,000
歳 入	合 計	3,149,670

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 費		千円 3,149,670
	1 港 湾 等 整 備 事 業 費	2,355,020
	2 徳島小松島港津田地区整備事業費	444,315
	3 空 港 周 辺 整 備 事 業 費	350,335
歳 出	合 計	3,149,670

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	徳島小松島港荷役機械整備事業	2,160,000千円	6	270,000千円
				7	1,230,000
				8	660,000

第3表 債務負担行為

事	項	期間	限度額
港湾施設小規模改良事業工事請負等契約		令和7年度	30,000千円

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾等整備事業	1,047,000千円	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
空港周辺整備事業	348,000			
計	1,395,000			

第 14 号

令和 6 年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算

令和 6 年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ189,311千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 収 入		千円 189,311
	1 財 産 収 入	198
	2 繰 越 金	118,971
	3 諸 収 入	70,142
歳 入	合 計	189,311

歳 出

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 運 営 費		千円 189,311
	1 県 営 住 宅 敷 金 運 営 費	189,311
歳 出	合 計	189,311

第 15 号

令和 6 年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算

令和 6 年度徳島県奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ190,276千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 奨 学 金 収 入		千円 190,276
	1 財 産 収 入	1,003
	2 繰 越 金	60,819
	3 諸 収 入	128,454
歳 入 合 計		190,276

歳 出

款	項	金 額
1 奨 学 金 貸 付 金		千円 190,276
	1 奨 学 金 貸 付 金	190,276
歳 出	合 計	190,276

第 16 号

令和 6 年度徳島県証紙収入特別会計予算

令和 6 年度徳島県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,112,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 3,112,000
	1 証 紙 収 入	2,253,233
	2 繰 越 金	858,767
歳 入 合 計		3,112,000

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		3,112,000 ^{千円}
	1 他 会 計 繰 出 金	3,112,000
歳 出	合 計	3,112,000

第 17 号

令和 6 年度徳島県公債管理特別会計予算

令和 6 年度徳島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96,187,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		千円 96,187,000
	1 繰 入 金	66,824,000
	2 県 債	29,363,000
歳 入 合 計		96,187,000

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 96,187,000
	1 公 債 費	96,187,000
歳 出	合 計	96,187,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	千円 29,363,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 5%以内	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 18 号

令和 6 年度徳島県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	790床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	207,320人
	外	来	240,813人
(3) 1	日	平 均 患 者 数	
	入	院	568人
	外	来	991人
(4) 主	要	な 建 設 改 良 事 業	
		病院増改築工事費	735,998千円
		医療器械及び備品購入費	3,594,246千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	病	院 事 業 収 益	27,462,008千円
	第1項	医 業 収 益	23,501,765千円
	第2項	医 業 外 収 益	3,960,243千円
	支	出	
第1款	病	院 事 業 費 用	29,277,859千円
	第1項	医 業 費 用	28,140,009千円

第2項 医 業 外 費 用 1,137,850千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,042,050千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,764千円及び過年度分損益勘定留保資金1,032,286千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 8,172,279千円

第1項 企 業 債 4,296,000千円

第2項 負 担 金 865,105千円

第3項 他会計からの借入金 3,000,000千円

第4項 補 助 金 11,174千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 9,214,329千円

第1項 建 設 改 良 費 4,330,244千円

第2項 企 業 債 償 還 金 1,644,085千円

第3項 他会計からの借入金償還金 3,240,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院整備事業	千円 4,296,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,067,740千円
(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、6,530,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	医療器械	PET—CT装置	一式
	備品	病院総合情報システム	一式

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第 19 号

令和 6 年度徳島県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	324,700,000 k W h
	太陽光発電所	4,629,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,072,541千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款 事 業	収 益	5,080,070千円
第 1 項 営 業	収 益	5,071,246千円
第 2 項 財 務	収 益	2,423千円
第 3 項 事 業 外	収 益	6,401千円
支		出
第 1 款 事 業	費 用	4,743,582千円
第 1 項 営 業	費 用	4,672,057千円
第 2 項 財 務	費 用	1千円
第 3 項 事 業 外	費 用	66,524千円
第 4 項 特 別	損 失	2,000千円
第 5 項 予 備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,272,224千円は、当年度分消費税及び地方消費

税資本的収支調整額97,204千円、建設改良積立金288,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,887,020千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	310,676千円
第1項 固定資産売却代	791千円
第2項 他会計長期貸付金等返還金	307,386千円
第3項 工事負担金	2,499千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,582,900千円
第1項 建設改良費	1,072,541千円
第2項 投 資	1,510,359千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 事業費用	1 営業費用	日野谷発電所1号水車発電機改良事業	千円 576,417	6	千円 143,961
				7	405,141
				8	27,315
		勝浦発電所水車発電機改良事業	479,594	6	38,296
				7	91,911
				8	349,387
1 資本的支出	1 建設改良費	日野谷発電所1号水車発電機改良事業	156,671	6	68,499

				7	85,362
				8	2,810
		勝浦発電所水車発電機改良事業	595,411	6	101,536
				7	243,686
				8	250,189

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川口ダム1号洪水吐ゲート巻上機等取替事業工事請負契約	令和7年度	375,205千円
川口発電所圧油ポンプ制御盤取替事業工事請負契約	令和7年度	55,141千円
川口発電所ガス遮断器取替事業工事請負契約	令和7年度	37,122千円
勝浦発電所CCTV装置取替事業工事請負契約	令和7年度	12,401千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 940,512千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第 20 号

令和 6 年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	34	吉野川北岸工業用水道	21
		阿南工業用水道	13
(2) 年間総給水量	67,243,950m ³	吉野川北岸工業用水道	38,591,450m ³
		阿南工業用水道	28,652,500m ³
(3) 1日平均給水量	184,230m ³	吉野川北岸工業用水道	105,730m ³
		阿南工業用水道	78,500m ³
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	380,175千円
		阿南工業用水道改良工事	126,679千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事 業 収 益			1,226,596千円
第 1 項 営 業 収 益			1,164,812千円
第 2 項 営 業 外 収 益			61,784千円
	支	出	
第 1 款 事 業 費 用			1,146,200千円
第 1 項 営 業 費 用			1,111,705千円
第 2 項 営 業 外 費 用			34,495千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額611,562千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,202千円及び過年度分損益勘定留保資金566,360千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	25,321千円
第1項 固定資産売却代	149千円
第2項 補助金	15,700千円
第3項 その他収入	9,472千円
支 出	
第1款 資本的支出	636,883千円
第1項 建設改良費	506,854千円
第2項 企業債償還金	29,904千円
第3項 他会計長期借入金償還金	100,001千円
第4項 国庫補助金返還金	124千円

（継続費）

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	阿南工業用水道送水管布設替事業	4,000,000千円	6	20,000千円
				7	860,000
				8	1,390,000
				9	940,000
				10	790,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
苛性ソーダ注入設備補修事業工事請負契約	令和7年度	1,330千円
予備電源設備取替事業工事請負契約	令和7年度	192,359千円
脱水機制御盤取替事業工事請負契約	令和7年度	99,598千円
PAC注入設備取替事業工事請負契約	令和7年度	43,245千円
コントロールセンタ等取替事業工事請負契約	令和7年度	92,435千円
第1地下水送水設備受変電設備取替事業工事請負契約	令和7年度	28,716千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 224,489千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第 21 号

令和 6 年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,594千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益 7,851千円

第 1 項 営業収益 7,740千円

第 2 項 営業外収益 111千円

支 出

第 1 款 事業費用 1,828千円

第 1 項 営業費用 1,827千円

第 2 項 営業外費用 1千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 資本的収入 14,815千円

第 1 項 他会計長期貸付金返還金 14,815千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第 22 号

令和 6 年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収 容 台 数	525台	
(2) 建 設 改 良 工 事	既設設備改良工事	28,039千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事 業 収 益		65,813千円
第1項 営 業 収 益		65,060千円
第2項 営 業 外 収 益		753千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		49,040千円
第1項 営 業 費 用		46,490千円
第2項 営 業 外 費 用		2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額28,039千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10千円及び過年度分損益勘定留保資金28,029千円で補てんするものとする。）。

支 出		
第1款 資 本 的 支 出		28,039千円
第1項 建 設 改 良 費		28,039千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第 23 号

令和 6 年度徳島県流域下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度徳島県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 5市町 |
| (2) 年間総処理水量 | 2,625,000m ³ |
| (3) 1日平均処理水量 | 7,192m ³ |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事業収益		1,024,380千円
第 1 項 営業収益		381,263千円
第 2 項 営業外収益		643,117千円
支 出		
第 1 款 事業費用		1,024,380千円
第 1 項 営業費用		918,580千円
第 2 項 営業外費用		105,800千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 資本的収入		552,030千円
第 1 項 企業債		332,000千円
第 2 項 補助金		197,684千円

第3項 負担金	22,346千円
支出	
第1款 資本的支出	552,030千円
第1項 企業債償還金	529,830千円
第2項 他会計長期借入金償還金	22,200千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道整備事業	千円 332,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 18,559千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、321,754千円である。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第二十四号

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部改正について

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理環境関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項のホの(1)中「百十八万円」を「百四十五万円」に改め、同項のホの(2)中「百四十一万円」を「百七十二万円」に改め、同項のホの(3)中「百五十九万円」を「百九十二万円」に改め、同項のホの(4)中「百九十五万円」を「二百三十六万円」に改め、同項のホの(5)中「二百二十七万円」を「二百七十四万円」に改め、同項のホの(6)中「四百五十五万円」を「五百六十四万円」に改め、同項のホの(7)中「五百八十二万円」を「七百二十四万円」に改め、同項のホの(8)中「七百七万円」を「八百七十九万円」に改め、同表の十九の項のイ中「六千六百元」を「七千二百元」に改め、同項のロ中「四千六百元」を「五千三百円」に改め、同項のハ中「三千七百元」を「四千二百元」に改め、同表の二十の項中「四千七百元」を「五千三百元」に改め、同表のロ中「四千六百元」を「五千三百元」に改め、同項のハ中「三千七百元」を「四千四百元」に改め、同表の四十一の項のロ中「いう。」の下に「以下の項、」を、「金額」の下に「（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円）」を加え、同表の四十五の項中「（昭和四十二年法律第四百十九号）」を削り、同表の百五十三の項の次に次のように加える。

百五十三の二 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）

八百七十円

第十五条第二項の規定に基づく輸出証明書の発行（主務大臣が厚生労働大臣であるものに限る。）

附則

- この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 別表第一の十九の項、二十の項及び二十五の項の改正規定 令和六年五月一日
 - 二 別表第一の百五十三の項の次に次のように加える改正規定 令和七年四月一日

提案理由

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が制定されたことに鑑み、輸出証明書の発行に係る手数料を定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十五号

住民基本台帳法施行条例の一部改正について

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第一条 住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の十五第一項第二号」の下に「及び法第三十条の四十四の六第一項第二号」を加える。

第三条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「による都道府県知事保存本人確認情報」の下に「及び法第三十条の四十四の六第二項の規定による都道府県知事保存附票本人確認情報」を加え、「都道府県知事保存本人確認情報を」を「これらの情報を」に改める。

第四条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の十五第二項第二号」の下に「及び法第三十条の四十四の六第二項第二号」を加える。

第五条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の三十二第二項」の下に「（法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）」を、「本人確認情報」の下に「又は附票本人確認情報」を加える。

第六条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条中「第三十条の四十第一項」の下に「（法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）」を、「の保護」の下に「及び附票本人確認情報の保護」を加える。

別表第一の二十の項を削る。

第二条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

附 則

第二十五号 住民基本台帳法施行条例の一部改正について

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表第一の改正規定 公布の日
- 二 第二条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日

提案理由

住民基本台帳法の一部が改正されたことに鑑み、附票本人確認情報を利用することができる事務等を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年徳島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第三項中「法別表第二の第四欄に掲げる」を削り、「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第三条第四号中「十一の項」を「十の項」に改め、同条第五号中「十二の項」を「十一の項」に改め、同条第六号中「十三の項」を「十二の項」に改める。
別表第一中九の項を削り、十の項を九の項とし、十一の項から十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、第三条第四号から第六号まで及び別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十七号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号1を次のように改める。

1 法第九条第一項の規定による鳥獣の管理を目的とする鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を図るために行う鳥獣の管理を目的とするものにあつては、別に規則で定めるものに限る。）

第二条第二項の表中十五の項を削り、十六の項を十五の項とし、十七の項から十九の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二十の項中「二十七の項」を「二十六の項」に改め、同項を同表十九の項とし、同表中二十一の項を二十の項とし、同表二十二の項中「二十五の項まで、二十九の項及び三十の項」を「二十四の項まで、二十八の項及び二十九の項」に改め、同項を同表二十一の項とし、同表中二十三の項を二十二の項とし、二十四の項から二十八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二十九の項中「三十二の項」を「三十一の項」に、「三十一の項」を「三十の項」に改め、同項を同表二十八の項とし、同表中三十の項を二十九の項とし、三十一の項から四十七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表四十八の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同項2中「第十三条の二第二項」を「第十三条ノ二第二項」に改め、同項4中「代替施設」を「代替施設等」に改め、同項5中「第十三条の二第二項」を「第十三条ノ二第二項」に改め、同項20中「失効」を「効力」に改め、同項27中「請求」を「設置」に改め、同項を同表四十七の項とし、同表中四十九の項を四十八の項とし、五十の項から五十九の項までを一項ずつ繰り上げ、同表六十の項中「六十七の項」を「六十六の項」に改め、同項を同表六十一の項を六十の項とし、六十二の項を六十一の項とし、六十三の項を六十二の項とし、同表六十四の項中「六十七の項」を「六十六の項」に改め、同項を同表六十三の項とし、同表中六十五の項を六十四の項とし、六十六の項から七十八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表七十九の項中「八十一の項」を「八十の項」に改め、同項を同表七十八の項とし、同表中八十の項を七十九の項とし、八十一の項から八十三の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十八号

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「第七条第四項に規定する事由によつて」を削り、「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

国立大学法人法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十九号

徳島県特別会計設置条例の一部改正について

徳島県特別会計設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県特別会計設置条例の一部を改正する条例

徳島県特別会計設置条例（昭和三十九年徳島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県用度事業特別会計の項及び徳島県農業改良資金貸付金特別会計の項を削り、同表徳島県港湾等整備事業特別会計の項中「港湾施設使用料」を「国庫支出金、港湾施設使用料」に改め、同表徳島県給与集中管理特別会計の項から徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の項まで及び徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の項を削り、同表に次のように加える。

<p>徳島県用度・給与集中管理特別会計</p>	<p>県需用の消耗品、備品等の規格統一及び低廉購入事業、電話料金の集中管理事業並びに自動車の集中管理事業並びに給与の集中管理事務</p>	<p>他会計繰入金、用度事業収入、給与振替収入及び附属諸収入</p>	<p>用品等の購買費、電話料金、自動車管理費、給与費その他の諸支出</p>
<p>徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計</p>	<p>農業改良資金、林業改善資金及び沿岸漁業改善資金の貸付事業</p>	<p>国庫支出金、一般会計繰入金、貸付金の償還金及び附属諸収入</p>	<p>農業改良資金貸付事業費、林業改善資金貸付事業費、沿岸漁業改善資金貸付事業費その他の諸支出</p>

附 則

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 改正前の徳島県特別会計設置条例（以下「旧条例」という。）別表の徳島県用度事業特別会計、徳島県農業改良資金貸付金特別会計、徳島県給与集中管理特別会計、徳島県林業改善資金貸付金特別会計、徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計及び徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の令和五年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、旧条例別表の徳島県農業改良資金貸付金特別会計、徳島県林業改善資金貸付金特別会計及び徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計に属する権利義務は改正後の徳島県特別会計設置条例別表の徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計に、旧条例別表の徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計に属する権利義務は一般会計に、それぞれ帰属するものとする。

提案理由

予算執行の効率化及び透明化を図るため、特別会計の統合及び廃止を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十号

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正について

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ロ(1)中「民間公益活動を行う団体」を「実行団体」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十一号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(徳島県立婦人保護施設しらかぎく寮の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県立婦人保護施設しらかぎく寮の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年徳島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

徳島県立女性自立支援施設しらかぎく寮の設置及び管理に関する条例

第一条中「売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十六条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号。以下「法」という。第十二条第一項)に、「徳島県立婦人保護施設しらかぎく寮」を「徳島県立女性自立支援施設しらかぎく寮」に改める。

第二条中「収容定員」を「定員」に改める。

第三条を次のように改める。

(保護)

第三条 しらかぎく寮は、困難な問題を抱える女性(法第二条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。)を入所させて、その保護を行う。

第四条中「収容保護された要保護女子」を「入所した者(以下「入所者」という。)」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助及び自立の促進のための生活(就労及び就学を含む。)に関する支援
第四条第二号中「給食、」を「食事の提供及び」に改め、同条に次の二項を加える。

第三十一号 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

2 しらぎく寮は、入所者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援の業務を行うものとする。

3 しらぎく寮は、退所した者に対して相談その他の援助の業務を行うものとする。

(徳島県子ども女性相談センター設置条例の一部改正)

第二条 徳島県子ども女性相談センター設置条例(平成二十年徳島県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「保護を要する女子」を「困難な問題を抱える女性」に改める。

(社会福祉法施行条例の一部改正)

第三条 社会福祉法施行条例(平成二十四年徳島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び同条第二項、第四条第一項から第三項まで、第七条並びに第八条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されることに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十二号

とくしま子ども未来会議設置条例の制定について

とくしま子ども未来会議設置条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

とくしま子ども未来会議設置条例

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、子ども施策（子ども基本法（令和四年法律第七十七号）第二条第二項に規定することも施策をいう。以下同じ。）の推進に関する次に掲げる事項を調査審議するため、知事の附属機関として、とくしま子ども未来会議（以下「会議」という。）を設置する。

- 一 徳島県子ども計画（本県における子ども基本法第十条第一項に規定する都道府県子ども計画をいう。）の策定、変更、実施及び評価に関する事項
- 二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に関する次のこと（前号に掲げる事項と一体のものに限る。）
 - イ 第七十二条第四項第一号に掲げる都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定及び変更に関する事項
 - ロ 第七十二条第四項第二号に掲げる当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、子ども施策に関する事項

2 会議は、子ども・子育て支援法第七十二条第四項に規定する審議会その他の合議制の機関とする。

(組織)

第二条 会議は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 ことにも関する事業の関係者
- 二 学識経験のある者

三 関係行政機関の職員

- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 会議に、会長及び副会長各一人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第四条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の総数の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第五条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長各一人を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
(徳島県青少年健全育成条例の一部改正)
- 2 徳島県青少年健全育成条例(昭和四十年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の五第三項に次のただし書を加える。

ただし、とくしまこども未来会議設置条例(令和六年徳島県条例第 号)に規定するとくしまこども未来会議の意見を聴いたときは、この限りでない。

(徳島県社会福祉審議会設置条例の一部改正)

3 徳島県社会福祉審議会設置条例(平成十二年徳島県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「事務」の下に「(とくしまこども未来会議設置条例(令和六年徳島県条例第 号)に規定するとくしまこども未来会議において調査審議するものを除く。)」を加える。

提案理由

知事の諮問に応じ、こども施策の推進に関する事項を調査審議するため、知事の附属機関として、とくしまこども未来会議を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十三号

児童福祉法施行条例の一部改正について

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成十二年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「又は医療型児童発達支援」を削る。

第十条第一号中「医療型児童発達支援及び」を削る。

第十四条中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第二十一条第一項中「費用」の下に「（同条第七号に規定する里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十四号

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十万分の三十八」を「十万分の四十一」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の規定に基づき厚生労働大臣が定める財政安定化基金拠出率が改められたことに鑑み、これを標準として条例で定める割合を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十五号

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正について

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年徳島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。
第七条第一号ハを次のように改める。

ハ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十条の二第一項に規定することも家庭センター（修学資金の貸与を受けた者が、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十二条第一項に規定する事業に係る助産師としての業務に従事する場合に限る。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした改正前の徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第七条第一号ハに掲げる施設（以下「旧施設」という。）における業務への従事は、改正後の徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第七条第一号ハに掲げる施設（以下「新施設」という。）における業務への従事とみなす。

3 施行日前に修学資金の貸与を受けた者が、施行日の前日において旧施設であったものであって、施行日以後これに相当するものと知事が認める施設において、助産師としての業務に従事した場合には、当該業務への従事は、新施設における業務への従事とみなす。

提案理由

母子保健法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十六号

徳島県医師修学資金等貸与条例の一部改正について

徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

徳島県医師修学資金等貸与条例（平成十八年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）において医学を履修する課程に在学している者（知事が別に定めるものに限る。）であること。

第三条第一項中「県外大学」を「自治医科大学」に改め、同条第三項中「対象大学」を「大学」に改める。

第六条第一項第一号中「対象大学」を「大学」に、「県外大学」を「自治医科大学」に改める。

第七条第一項第二号中「対象大学」を「大学」に改める。

附則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2 改正後の徳島県医師修学資金等貸与条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第二条第一号に規定する大学に入学する者について適用する。

提案理由

地域において必要な医師の育成及び確保に資するため、医師修学資金の貸与の要件に係る大学の範囲を拡大する必要がある。これが、この条例案を提出する

理由である。

第三十七号

徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和四十年徳島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「指導」を「援助」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十四年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十四号中「第四十七条第一項」の下に「及び第五項」を加え、「指導」を「援助」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する

理由である。

第三十八号

介護保険法施行条例の一部改正について

介護保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成二十四年徳島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第三項の前の見出し及び同項から第五項までを削り、第六項を第三項とする。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

介護保険法の一部改正による介護療養型医療施設の廃止に係る経過措置が終了することに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三十九号

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成三年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「起業家支援室又は」及び「（以下「起業家支援室等」という。）」を削る。

第四条の見出し中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、同条中「起業家支援室等」を「研究室」に、「を利用する者の資格」を「の利用資格」に、「新聞等県民が」を「県民に」に改める。

第五条を次のように改める。

（研究室の利用資格を有する者）

第五条 研究室の利用資格を有する者は、法人、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学又は高等専門学校の教員又は学生その他知事が適当と認める者であつて、研究開発を行い、かつ、県内で創業しようとし、又は事業を営んでいるものとする。

第六条の見出し中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、同条第一項中「起業家支援室の利用の許可の期間は、三年以内の期間とし、」を削り、「二年」を「三年」に改め、同条第二項中「起業家支援室については、利用開始日」を「利用の許可の期間の初日」に、「五年」を「六年」に改め、「研究室については、利用開始日から引き続き四年を超えない範囲内において、それぞれ」を削る。

第八条及び第九条中「起業家支援室等」を「研究室」に改める。

第十条の見出し及び同条第一項中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、同項第一号中「給水せん」を「給水栓」に改め、同条第二項中「起業家支援室の共同利用施設」を「研究室の利用者の共同利用施設」に、「起業家支援室の利用の許可を受けた者」を「研究室の利用者」に改める。

第十一条（見出しを含む。）中「起業家支援室等」を「研究室」に改める。

第十二条の見出し中「起業家支援室等」を「研究室」に改め、同条中「起業家支援室等」を「研究室」に、「製造業等に属する事業以外の事業のため」を「利用の許可を受けた用途以外の用途」に改める。

第十三条の見出しを「(研究室の模様替等の禁止)」に改め、同条中「起業家支援室等」を「研究室」に改める。

第十四条(見出しを含む)中「起業家支援室等」を「研究室」に改める。

別表第一起業家支援室の項を削り、同表研究室の項を次のように改める。

研究室	研究室一から研究室四まで	一室一月	二九、九五〇円
	研究室五及び研究室六	一室一月	三〇、九〇〇円
	研究室七及び研究室九	一室一月	三九、三八〇円
	研究室八	一月	四〇、九五〇円
	研究室十から研究室十五まで	一室一月	四四、〇〇〇円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第三条第二項の規定による利用の許可、第六条第二項の規定による利用の許可の期間の延長及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例の例により行うことができる。

(起業家支援室の利用に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正前の徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第三条第二項の規定による利用の許可を受けて起業家支援室を利用している者の利用の許可は、改正後の条例の規定によりされた当該起業家支援室に相当する研究室の利用の許可とみなす。

(研究室の利用に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第三条第二項の規定による利用の許可を受けて研究室を利用している者に係る当該利用の許可の期間の初日から引き続き三年を超えない範囲内における当該利用の許可の期間の延長は、改正後の条例第六条第二項の規定にかかわらず、知事の認定を受けることを要しない。

提案理由

社会情勢の変化に対応し、産学官連携による創業を支援するとともに、新たな成長産業の創出を促進するため、徳島県立工業技術センターの施設の利用要件等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

八十三 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十五 八百七十円

条第二項の規定に基づく輸出証明書の発行（主務大臣が農林水産大臣であるものに限る。）

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

提案理由

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律が制定されたことに鑑み、輸出証明書の発行に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十一号

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和二十七年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第九十一条の二第六項各号」の下に「（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第二十二条の六の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構に農業の経営又は農作業（以下「農業経営等」という。）の委託をした者が、当該委託の解除をし、引き続き当該委託の解除に係る土地について同条第五項に規定する農地中間管理権を設定した場合において、当該県営土地改良事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該農業経営等の委託の期間と当該農地中間管理権の存続期間とを合算した期間が十五年以上であるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、県が地域農業経営基盤強化促進計画の区域内において土地改良事業を行う場合における土地改良法の特例が設けられたことに鑑み、当該事業に係る特別徴収金について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十二号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(徳島県漁港管理条例の一部改正)

第一条 徳島県漁港管理条例(昭和四十三年徳島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十一条第一項中「受けた者」の下に「又は法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者(法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。))又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。」を加える。
(徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

漁港漁場整備法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十二号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の五の項及び三十三の八の項から三十三の十一の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の三十三の十二の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表の三十三の十三の項から三十三の十六の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の七十八の六の項の次に次のように加える。

七十八の七 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十七条の第十二第 二万七千円

六項又は第七項の規定に基づく建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する認定の

申請に対する審査

別表第一の百の項及び同表の備考第五号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

建築基準法施行令の一部が改正されたこと等に伴い、既存不適格建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する認定の申請に対する審査に係る手数料を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十四号

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号チ(2)中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を、「おいて」の下に「これらの規定を」を加える。

第四十一条第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

附則第五項を削る。

附則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四十一条第三項の改正規定及び附則第五項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十号）による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による裁判所の命令は、改正後の徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例第六条第一項第一号チ(2)の命令とみなす。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十五号

建築基準法施行条例の一部改正について

建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和四十七年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条、第二十二條の二第四項及び第二十九條第一号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十六号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

- 一 徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成二十一年徳島県条例第三十一号）第六条
- 二 徳島県公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を要する場合を定める条例（昭和四十一年徳島県条例第七十一号）
- 三 徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）第五条

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十七号

徳島県学校職員定数条例の一部改正について

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員定数条例（平成二十七年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表県立学校の職員の項中「二、五五一人」を「二、五五八人」に改め、同表県費負担教職員の項中「四、七四五人」を「四、七二二人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

県立学校並びに市町村立の小学校及び中学校における児童生徒数の変動その他学校教育を取り巻く状況の変化等に鑑み、学校職員の定数の適正な管理を図るため、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十八号

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。
第二条の表に次のように加える。

徳島県立三好池田寮

三好市池田町

第三条第三号中「身元が確実な者であつて、」を削り、「に耐える」を「を送る」に、「もの」を「者」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第三条の改正規定は公布の日から、附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る改正規定は令和九年四月一日から施行する。

提案理由

三好市に新たな徳島県立高等学校総合寄宿舎を設置することに伴い、当該寄宿舎の名称及び位置を定めるとともに、社会経済情勢の変化に鑑み、使用料の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十九号

徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月十五日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十四の項を次のように改める。

二十四 削除

別表第一の二十五の項中「認定証」を「認定」に改める。

別表第一の二十六の項を次のように改める。

二十六 削除

別表第一の四十九の二の項中「一万二千七百円」を「一万四千元」に改め、同表の八十六の項から九十の項までを削る。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案理由

警備業法等の一部が改正されたことに伴い、同法の規定に基づく認定証の再交付等に係る手数料を廃止するとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する

政令の一部が改正されたことに伴い、銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る手数料の額を改める必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

第 50 号

吉野川下流域用水事業費に対する受益市町負担金について

吉野川下流域用水事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

事 業 の 名 称	負 担 市 町	負 担 金
吉野川下流域用水事業	徳島市、鳴門市、阿波市、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町	事業費に3.4%を乗じて得た額

提案理由

吉野川下流域用水事業費に対する受益市町負担金について、独立行政法人水資源機構法第26条第3項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 51 号

令和5年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金の追加について

令和5年10月10日議決を経た広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について次のとおり追加する。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
広域漁港整備事業等	阿南市	水産物供給基盤機能保全事業	45,000,000円	6,300,000円	14%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	牟岐町	水産物供給基盤機能保全事業	20,000,000円	2,400,000円	12%	

提案理由

令和5年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について、事業費の変更等に伴い追加する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 52 号

令和5年度国営総合農地防災事業那賀川（二期）地区直轄災害復旧事業費に対する受益市負担金
について

令和5年度国営総合農地防災事業那賀川（二期）地区直轄災害復旧事業費の一部を次のとおり受益市に負担させるものとする。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

事業の名称	負担市	負担金
国営総合農地防災事業那賀川（二期） 地区直轄災害復旧事業	阿南市	494,000 ^円

提案理由

令和5年度国営総合農地防災事業那賀川（二期）地区直轄災害復旧事業費に対する受益市負担金について、土地改良法第90条第10項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 53 号

一般国道 438 号道路改築工事一ノ瀬トンネルの請負契約の変更請負契約について

令和 4 年12月15日議決を経た一般国道 438 号道路改築工事一ノ瀬トンネルの請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

令和 6 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

請負契約書中「5 契約金額 2,178,000,000円」を「5 契約金額 2,309,962,600円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 54 号

徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約の変更請負契約について

令和4年7月4日議決を経た徳島東環状線街路工事末広住吉高架橋上部工の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

請負契約書中「5 契約金額 1,983,850,000円」を「5 契約金額 2,000,370,900円」に改める。

提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 55 号

徳島県教育振興計画（第4期）の策定について

徳島県教育振興計画（第4期）を別冊のとおり定める。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

徳島県教育振興計画（第4期）を策定することについて、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 56 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県営住宅の損害金1,500,840円に係る債権	回収不能のため
		徳島県営住宅の家賃38,600円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の損害金650,056円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃204,300円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃15,600円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃30,600円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃8,900円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃108,400円に係る債権	同 上
		徳島県営住宅の家賃567,513円に係る債権	同 上

		徳島県営住宅の家賃375,800円に係る債権	同	上
		徳島県営住宅の家賃7,600円に係る債権	同	上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 57 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- | | | | | | | |
|---|---|---|---|-------------------------------|---|--|
| 1 | 相 | 手 | 方 | 鳴門市撫養町立岩字五枚73番地
有限会社 サンエバン | | |
| 2 | 権 | 利 | の | 内 | 容 | 徳島県工業用水道事業の工業用水道料金及び延滞金1,182,224円に係る債権 |
| 3 | 放 | 棄 | の | 理 | 由 | 回収不能のため |

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 58 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,860円に係る債権	回収不能のため
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,850円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用210円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,360円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,660円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用740円に係る債権	同 上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,900円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,400円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,970円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,100円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用620円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,480円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,900円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,580円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用210円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用820円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,420円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,350円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,470円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,600円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用300円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用50円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,400円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用210円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用940円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,870円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用500円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用97,830円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用30,740円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,150円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用91,750円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用35,510円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,520円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用14,670円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用210円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用420円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用15,570円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用23,880円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,830円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,780円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用300円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用140円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用380円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用320円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,150円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用40,164円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用12,320円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用210円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用232,580円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用200円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用420円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用60円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,200円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用48,250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用48,930円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用23,250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用189,780円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用920円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用91,340円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用320円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用118,615円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用58,522円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,670円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,320円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用38,262円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用58,035円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用750円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用13,260円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用70円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用16,695円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,600円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用24,850円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,540円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用378円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用97,968円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用221円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,320円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用85円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,550円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用190円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用12,060円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用140円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,650円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用167,997円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,880円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,180円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,800円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用226円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,832円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用82円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,400円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,230円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用81,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用700円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用87円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,960円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,073円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用78,150円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,500円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,500円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,090円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用253,270円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用300円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,310円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,050円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用210円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,690円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,470円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用470円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,170円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用140円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,540円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,580円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用530円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用220円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,130円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用350円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用530円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,470円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,460円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,900円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用200円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,850円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,440円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,920円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,200円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用140円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,200円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,170円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用640円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,100円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用70,920円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,270円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,420円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,300円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用480円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用12,230円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,900円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,610円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,540円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,450円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用320円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,730円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,460円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,660円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用14,480円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,360円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,160円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,760円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,470円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,090円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,440円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用300円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,950円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,930円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,340円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用870円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用890円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,460円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,700円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,020円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,770円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,080円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用80円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,350円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,570円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用140円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用18,940円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,180円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,460円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用21,330円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用156,640円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用11,070円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用660円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用170円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用3,440円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用331,739円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用4,000円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,290円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,300円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用22,190円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,520円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,400円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用70円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用288,780円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,480円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用1,600円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用70円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用15,150円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,732円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用2,630円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用200円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用11,166円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用300円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用13,730円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用150円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用44,293円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,190円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用830円に係る債権	同	上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用20,200円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用250円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用100円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用6,470円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用9,632円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,310円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用12,020円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,690円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用5,750円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用10,363円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用21,270円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用22,260円に係る債権	同	上

提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 59 号

包括外部監査契約について

地方自治法第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結する。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和6年4月1日 |
| 3 契約金額 | 12,571,429円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 契約の定めるところによる。 |
| 5 契約の相手方 | 香川県高松市川部町1766番地17
梶野正寛（弁護士） |

提案理由

包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 60 号

県営電気事業の売電料金等について

県営電気事業に係る売電料金の額、売電の期間及び売電料金の徴収の方法を次のように定める。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

売電料金の額 日野谷発電所、坂州発電所、川口発電所及び勝浦発電所の予定供給電力の売電料金、年3,251,869,000円に消費税等相当を加算した額

売電の期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

売電料金の徴収の方法 次の表の支払区分の基本料金と電力量料金の合計額に消費税等相当額を加算した各月の売電料金を翌月の20日までに支払を受ける。

令和 6 年 度 支 払 区 分		
月 別	基 本 料 金	電 力 量 料 金
4月から翌年2月まで	1月につき 216,872,000円	各月の実績供給電力量1キロワット時につき2円 00銭を乗じた額
翌年3月	216,877,000円	

提案理由

県営電気事業の売電料金等について、徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月15日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡上板町在住 1名	円 50,600	令和5年7月5日	板野郡上板町地内	令和6年1月29日
香川県高松市在住 1名	140,900	令和5年8月23日	勝浦郡勝浦町地内	令和6年1月29日
徳島市ほか在住 2名	780,189	令和5年4月10日	徳島市地内	令和6年1月30日
徳島市在住 1名	60,500	令和5年9月7日	徳島市地内	令和6年1月30日
大阪府堺市所在 1法人	12,100	令和5年10月15日	板野郡藍住町地内	令和6年1月30日

報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月15日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
香川県綾歌郡宇多津町所在 1法人	86,000 ^円	令和5年8月7日	海部郡美波町地内 (県道日浦野田線)	令和6年1月18日
那賀郡那賀町所在 1法人	213,000	令和5年10月16日	那賀郡那賀町地内 (県道日和佐上那賀線)	令和6年1月18日
那賀郡那賀町所在 1法人	58,000	令和5年11月6日	海部郡美波町地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	令和6年1月18日
那賀郡那賀町在住 1名	104,000	令和5年12月6日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和6年1月18日

報告第3号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月15日

徳島県知事 後藤田 正 純

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し、県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡松茂町在住 1名	円 6,105	令和5年10月12日	徳島市地内	令和6年1月30日
阿南市在住 1名	72,000	令和5年10月24日	阿南市地内	令和6年1月30日

